

第2次守口市教育大綱に関連する事業の取組状況一覧

取組No.	施策の方向性	基本方針	基本方針の説明	主担当課	関係課	【事業の内容】※R4.4時点	【令和3年度の取組実績】※R4.4時点	【令和4年度の取組予定】※R4.4時点
① 1-1	家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成	命を守る～安全安心な環境づくりとたくましく生きる健康と体力づくり～	○ <u>学校園の内外における事故や事件、災害や不審者、いじめや児童虐待等から子どもたちを守るため、関係諸機関との連携を図りつつ、教育相談や家庭児童相談などを通じて、いじめや児童虐待などの命の危機を未然に防止する取組を強化</u> するとともに、学校安全や地域の防犯・防災にも引き続き取り組みます。	学校教育課	教育総務課 教育センター	<p>・学校の内外を問わず児童生徒の安全を確保するため、危機管理対応マニュアル等を不断に見直しつつ、不審者対応や救急救命法等の校内研修の実施等、学校の安全管理体制を確立するとともに、保護者や地域、関係諸団体の協力を得て、地域と一体となった取組を行う。</p> <p>・いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の様々な課題解決のため、生徒指導主事を中心とした校内体制を有効に機能させ、市・学校いじめ防止基本方針等に基づく取組を進める。その際、中学校区内での連携強化、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーや外部機関の効果的かつ組織的な活用を行い、総合的に課題をとらえ、未然防止と早期対応に取り組む生徒指導・支援体制を充実する。</p> <p>①各校の「危機管理対応マニュアル」等の継続的な検証・改善 ②避難訓練や「子ども安心・安全マップ」の活用等を通じて、児童生徒が適切な避難行動をとる取組み ③児童生徒が発達段階に応じて、AEDを含めた心肺蘇生法等の応急処置を適切に実践する取組み ④家庭・地域と連携した登下校の見守りと通学路の安全点検の実施 ⑤児童生徒の安全を最優先とした虐待通告と関係機関との連携強化 ⑥生徒指導上の諸課題に対し、「専門職の役割及び活用に関するガイドライン」に基づくスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用の徹底 ⑦暴力行為等に対する小学校・義務教育学校前期課程からの毅然とした指導の徹底 ⑧関係諸機関と連携した非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催 ⑨「いじめホットライン(市教育センター)」等の相談窓口の周知 ⑩ SNS 等によるトラブル防止に向けた専門家等や「SNS ノートおおさか」等を活用した情報モラル教育の一層の推進 ⑪ 学習用タブレット端末からのキーワード検索(自殺・家出等)へのフィルタリングによる見守り</p>	<p>①令和3年4月中旬に危機管理マニュアル等の提出を依頼。学期に1回校長会にて指導助言。 ②避難訓練の実施については例年、学期に1回の実施ではあるが、コロナ禍のため年1回以上の実施。 ③AEDを含めた心肺蘇生法等の応急処置については、保健体育の教科書を活用し、市立学校全校で実施。また、AEDを活用した取組については小学校等では一部の学年での実施が3校。中学校等では全学年での実施が2校、一部の学年での実施が4校。 ④登下校の見守りについては毎日、声かけ隊・見守り隊の協力により実施。また、通学路の安全点検については、毎年関係機関と連携した「子どもを守る声かけ防犯パトロール」を実施しているが、令和3年度は千葉県八街市の事故発生を受け、全国で通学路における合同点検が実施されたことから、その合同点検を「子どもを守る防犯声かけパトロール」と兼ねて市立小学校等で実施。 ⑤市立学校の通告件数63件、虐待対応件数166件。 ⑥10人のスクールカウンセラー(週1回配置)による事例検討会等の開催回数381回、6人のスクールソーシャルワーカー(月2回派遣)によるケース会議等校内会議への参加103回。 ⑦守口市立学校生活指導研究協議会の年6回開催(研修含む)。暴力行為発生件数:小学校等196件 中学校等38件。 ⑧非行防止教室については、小学校等5年生は枚方少年サポートセンターが、小学校等6年生は守口警察が全校実施。薬物乱用防止教室については、小学校等は守口ライオンズクラブが、中学校等は守口地区更生保護司会が全校実施。 ⑨学期に1回の周知。 ⑩全校で専門家等を活用した情報モラル教育を実施(専門家活用:小学校13校 中学校5校 警察、携帯会社等)(SNSノート大阪の活用:小学校4校 義務教育学校1校) ⑪対応人数:小学校等44人 中学校等22人</p>	<p>①全校の教育計画を収集し、確認を行う。時点修正が必要なものについては、修正を求める。 ②避難訓練については全校で学期に1回実施。「子ども安心・安全マップ」は発達段階に応じて活用。 ③継続して教科書を活用し、AEDを含めた心肺蘇生法等の応急処置について取り組むとともに、教員の救急インストラクターの資格取得を進め、AEDを活用した取組を進める。 ④家庭・地域と連携した登下校の見守りを継続しつつ、「子どもを守る声かけ防犯パトロール」を小学校等で実施。 ⑤各校で校内研修を開催について支援するとともに、校長会等で指導助言を行う。 ⑥スクールカウンセラーの配置及びスクールソーシャルワーカーの派遣を継続しつつ、校長会等で指導助言を行う。 ⑦守口市立学校生活指導研究協議会の定期的な開催と研修会の実施。 ⑧継続して実施。 ⑨学期に1回継続して実施。 ⑩各校の実施状況の把握に努めつつ、講師派遣の紹介等支援を行う。 ⑪継続して実施。</p>
② 1-1	家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成	命を守る～安全安心な環境づくりとたくましく生きる健康と体力づくり～	○ <u>学校園の内外における事故や事件、災害や不審者、いじめや児童虐待等から子どもたちを守るため、関係諸機関との連携を図りつつ、教育相談や家庭児童相談などを通じて、いじめや児童虐待などの命の危機を未然に防止する取組を強化</u> するとともに、学校安全や地域の防犯・防災にも引き続き取り組みます。	子育て世代包括支援センター		<p>守口市児童虐待防止地域協議会において、実務者会議を実施し、要保護・要支援児童の進捗状況や今後の方針を検討している。 児童の状況について、緊急時や協議が必要な時は電話等で迅速に連携している。対応に苦慮する家庭に対しては、個別事例検討会を開催し、関係機関で今後の方向性を検討している。 学校や園から新規事案について相談や通告があった場合には、関係機関から情報収集したうえで、児童や保護者に面談や指導を実施し、新規ケースとして実務者会議にて報告している。 また、学校や園にモニタリングを依頼し、児童の進捗状況を把握し、実務者会議にて報告している。</p>	<p>令和3年度実務者会議は年間17回実施した。 学校や園へのモニタリングシートによる回答は、要保護児童1人につき年間4回、要支援児童1人につき年間2回実施した。 個別事例検討会は63回実施した。 代表者会議はコロナウィルス蔓延防止のため、中止した。</p>	<p>令和4年度は代表者会議開催を予定している。 実務者会議は年間17回を予定している。 個別事例検討会は、必要時適宜開催予定。 学校や園へのモニタリングシートによる回答は、要保護児童1人につき年間4回、要支援児童1人につき年間2回を予定している。 また支援対象児童の状況把握だけでなく、虐待兆候が疑われる児童等を早期発見、対応ができるよう、学校へ定期的に訪問し、更なる連携強化を図る。</p>

第2次守口市教育大綱に関連する事業の取組状況一覧

取組No.	施策の方向性	基本方針	基本方針の説明	主担当課	関係課	【事業の内容】※R4.4時点	【令和3年度の取組実績】※R4.4時点	【令和4年度の取組予定】※R4.4時点
③ 1-1	家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成	命を守る～安全安心な環境づくりとたくましく生きる健康と体力づくり～	○ <u>学校園の内外における事故や事件、災害や不審者、いじめや児童虐待等から子どもたちを守るため、関係諸機関との連携を図りつつ、教育相談や家庭児童相談などを通じて、いじめや児童虐待などの命の危機を未然に防止する取組を強化するとともに、学校安全や地域の防犯・防災にも引き続き取り組みます。</u> <u>併せて、通学路には、車止めポールや防護柵及びグリーンベルトを設置するなど、安全確保を図るための取組についても継続して実施します。</u>	保健給食課	教育総務課	・通学路のグリーンベルト設置に向けて、市立小学校及び義務教育学校が希望した箇所を市道路公園課へ報告し、設置箇所の増加につなげる。車止めポールや防護柵については、警察署等関係機関へ随時要望を挙げることで、児童・生徒の安全確保を図る。	・通学路のグリーンベルトについて、3校区から15箇所の設置要望があり、合計で2,197mのグリーンベルトを設置した。 ・小学校及び義務教育学校前期課程1年生を対象に交通安全教室を実施し、交通安全と防犯について守口警察署職員に講義していただいた。	・通学路のグリーンベルトについて、市立小学校及び義務教育学校への希望箇所調査を継続して実施する。 ・小学校及び義務教育学校前期課程1年生対象の交通安全教室において、交通安全及び防犯について、守口警察署職員に講義していただく予定。
④ 1-1	家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成	命を守る～安全安心な環境づくりとたくましく生きる健康と体力づくり～	○ <u>子どもの生活環境の変化にともなう運動習慣・運動時間の減少、食の問題が指摘されていることから、中学校区並びに義務教育学校区で学校・家庭・地域の連携を強化し、指導方法等の研究・実践の取組を進め、すべての子どもたちの健康・体力づくりと安全・安心な教育活動及び家庭教育の支援についても充実を図ります。</u>	学校教育課	保健給食課	・「児童生徒の健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を図るために、「体力向上アクションプラン」に基づいたR-PDCAサイクルにより、体育科授業における系統的な指導とともに、外遊びの充実など運動の機会を増やし、学校の教育活動全体を通して、健康の保持・増進及び体力の向上に努める。あわせて食習慣・運動習慣など生活習慣の改善については、家庭・地域と連携し、日常における実践を通して、児童生徒が生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う。  ① 自己点検カード等を活用し、児童生徒が調和のとれた生活習慣を工夫改善する取組み ② 児童生徒が食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する全体計画等に基づいた食に関する指導 ③ 授業や外遊び等を通じて運動の楽しさや大切さを感じ、児童生徒が適切な運動機会を確保する取組み	①学期に1回、健康調査を実施。 ②各校で「食に関する指導の全体計画・年間指導計画」を策定。その計画に基づき取組みを実施。 ③新体力テストの結果等を用いて、各校で「体力向上アクションプラン」を策定。そのプランに基づき取組みを実施。	①継続して実施。 ②令和3年度の取組み状況を踏まえ、検証改善した計画を各校で策定し取組みを実施。 ③1学期に実施する新体力テストの結果等を踏まえ、新たな「体力向上アクションプラン」を策定し、取組みを実施。

## 第2次守口市教育大綱に関連する事業の取組状況一覧

取組No.	施策の方向性	基本方針	基本方針の説明	主担当課	関係課	【事業の内容】※R4.4時点	【令和3年度の取組実績】※R4.4時点	【令和4年度の取組予定】※R4.4時点
⑤ 1-2	家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成	学力を伸ばす～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～	○生きていく、また働いていく上での「知識・技能」の習得と未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の育成に向け、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりとともに、個に応じた指導方法の工夫・改善や学習規律の確立・育成、家庭での生活習慣や学習・読書習慣の確立を目指した取組を推進します。	学校教育課	教育センター	①誰一人取り残さず、すべての児童生徒が学習習慣を身につけ、学力を伸ばしていけるよう、各学校の実情に応じた明確な目標値を掲げ、R-PDCAサイクルによる「学力向上推進プラン」に基づく授業改善及び自学自習力の育成に向けた取組を学力向上推進教員を中心とした組織的な研究体制で進め、学年や教科等が変わっても児童生徒が安心して学べるようにする。 ②すべての教科等において、授業のふり返りや次時で取扱う内容を宿題に設定するなど、授業との連続性を意識し、家庭学習の充実や読書習慣の定着に向けて工夫する。 ③民間活力を活用した土曜日学習会に参加している児童生徒の学習状況等の情報共有により、自学自習力の育成や学習のつまずきの解消を図る。	①②市学力向上プランの策定(4月)及び市学力向上プランに基づく学力向上推進プランの全校策定に係る指導助言(年間3回)。学力向上に係る目標値の設定及びアンケート結果による進捗状況の把握と指導助言(年間3回)。研究指定校の学校公開を含む学力向上担当者会議の開催(年5回)。 ②学校司書の配置:中学校区等に1名配置し、計画的に巡回(年間175日)。市費教員や地域ボランティアを活用した放課後学習会の開催。 ③土曜日学習については、小学校等は年間20回の開催、中学校等は全校で年間38回の開催。	①②各学校にて学力向上にかかる取組をコーディネートする「学力向上推進教員」を改めて位置づけ、学校が策定した課題解決へ向けた具体的なプラン(学力向上推進プラン)に基づいた取組内容の実施や、校内研修及び学力向上会議等の計画・実施。さらには、他の教員と協働して教材研究や授業を行い、すべての児童生徒にとって「わかる」「できる」授業づくりの提案・発信を行う。このような取組を円滑かつ効果的に実施するために、各学校に1名(義務教育学校は2名)の市費教員を配置し、本来「学力向上推進教員」が受け持つ授業を市費教員が担うことで、「学力向上推進教員」がコーディネート業務に専念できるようにする。 ②学校司書の配置を継続。市費教員や地域ボランティアを活用した放課後学習会の実施。 ③市立学校全校で土曜日学習会を継続して実施。
⑥ 1-2	家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成	学力を伸ばす～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～	○高度情報社会における対応力を育成するため、民間のノウハウを活用した学習機会や1人1台学習用端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備のもと、ICTを活用した教育を取り入れ、児童・生徒を誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するとともに児童・生徒の学習実態を適切に把握した上で、学習支援等にICT機器を効果的に活用します。さらに、新型コロナウイルス感染症が再び拡大することに備え、オンライン授業の導入をはじめ、ICT機器を活用して家庭学習を支援していきます。	教育センター	学校教育課	Society5.0時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育成するために、学習用タブレット端末を活用し、遠隔・オンライン教育や、デジタル教科書・教材活用の推進、学習履歴(スタディ・ログ)等の教育データの蓄積・分析・利活用等に加え、ICTを活用した校務のさらなる効率化や、保護者・地域とのコミュニケーションの促進を図る等、教育のデジタルトランスフォーメーションの推進に取り組み、教育の質を向上させ、誰一人取り残すことのない学びを実現する。 ①すべての教科等において、協働学習支援ツール等を活用して、児童生徒が「伝え合う」「書く」「読む」力を高める活動の設定 ②児童生徒が、発達段階に応じて、情報や情報手段を自ら選択し、活用する活動の設定 ③学習意欲や学習効果を高めるオンライン授業の改善に向けた研究 ④児童生徒が自ら最適な機能を使い主体的に学ぼうとする態度の育成をめざした、学習者用デジタル教科書等の効果的な活用の研究 ⑤学習用タブレット端末を活用した家庭でのオンライン学習の推進	①すべての教科で利用可能な協働学習用アプリの活用、教職員・児童生徒ともに活用する事のできるクラウドツールの利用。 ②ICT活用を含む授業力向上研修の実施。授業実践の蓄積と交流。発達段階に対応した情報モラル教材の提供、学習用タブレット端末へのフィルタリングソフト導入。 ③オンライン授業実施モデルの作成。すべての児童生徒を対象としたオンライン授業の実施。 ④すべて学校に1教科ずつ、学習者用デジタル教科書を配備。デジタル教材の活用。 ⑤学習用タブレット端末の家庭学習への活用を推進。通信環境のない家庭に対して、モバイルルータ及びSIMカードを貸与。	①②スマートスクール実現モデル校の錦小学校・八雲中学校を中心に、ICTを活用した授業実践の研究を行う。ICTを活用した授業改善などの情報を共有しつつ、研修やモデル校の学校公開などを行う。 ②情報モラル教育教材「SNSノートおおさか」を活用し、発達段階に応じた情報モラル教育を各校で実施する。ICT活用による授業改善を一層すすめるため、指導者用タブレット端末を整備する。 ②③ICT活用を支援するため、学校教育情報化コーディネーターによる支援の充実と、大阪府「GIGAスクール運営支援センター」への参画による教職員のサポート強化を図る。 ④各校指定された教科の学習者用デジタル教科書を授業や家庭学習において活用する。学習者用デジタル教科書実証事業重点校である守口小学校の公開授業を行い、市内全校で活用をすすめる。

## 第2次守口市教育大綱に関連する事業の取組状況一覧

取組No.	施策の方向性	基本方針	基本方針の説明	主担当課	関係課	【事業の内容】※R4.4時点	【令和3年度の取組実績】※R4.4時点	【令和4年度の取組予定】※R4.4時点
⑦ 1-2	家庭・学校・地域 の連携 による 次代を 担う子 どもの 育成	学力を 伸ばす ～一人 ひとりの 学力の 向上と 個性・創 造性の 伸長～	○ <u>学力向上の取組については、すべての児童・生徒が学習習慣を身につけて学力を伸ばしているよう、各学校の実情に応じた明確な目標値を掲げ、R-PDCAサイクルを徹底するため「学力向上推進プラン」に基づく授業改善及び自学自習力の育成に向けた組織的な取組を推進するとともに、全国学力・学習状況調査や定期的な学習状況調査等の結果を分析・活用し、大阪府や国との比較等を行いながら学習状況を把握し、一人ひとりの学力向上の結果を通じて、全ての教科において全国平均を上回るなどの目標達成に向け、着実に取組を推進します。</u>	学校教育課	教育センター	①誰一人取り残さず、すべての児童生徒が学習習慣を身につけて学力を伸ばしていけるよう、各学校の実情に応じた明確な目標値を掲げ、R-PDCAサイクルによる「学力向上推進プラン」に基づく授業改善及び自学自習力の育成に向けた取組を学力向上推進教員を中心とした組織的な研究体制で進め、学年や教科等が変わっても児童生徒が安心して学べるようにする。 ②すべての教科等において、授業のふり返りや次時で取扱う内容を宿題に設定するなど、授業との連続性を意識し、家庭学習の充実や読書習慣の定着に向けて工夫する。	①②市学力向上プランの策定(4月)及び市学力向上プランに基づく学力向上推進プランの全校策定に係る指導助言(年間3回)。学力向上に係る目標値の設定及びアンケート結果による進捗状況の把握と指導助言(年間3回)。研究指定校の学校公開を含む学力向上担当者会議の開催(年5回) ②学校司書の配置:中学校区等に1名配置し、計画的に巡回(年間175日)。市費教員や地域ボランティアを活用した放課後学習会の開催。	①②各学校にて学力向上にかかる取組みをコーディネートする「学力向上推進教員」を改めて位置づけ、学校が策定した課題解決へ向けた具体的なプラン(学力向上推進プラン)に基づいた取組内容の実施や、校内研修及び学力向上会議等の計画・実施。さらには、他の教員と協働して教材研究や授業を行い、すべての児童生徒にとって「わかる」「できる」授業づくりの提案・発信を行う。このような取組みを円滑かつ効果的に実施するために、各学校に1名(義務教育学校は2名)の市費教員を配置し、本来「学力向上推進教員」が受け持つ授業を市費教員が担うことで、「学力向上推進教員」がコーディネート業務に専念できるようにする。 ②学校司書の配置継続。市費教員や地域ボランティアを活用した放課後学習会の実施。
⑧ 1-3	家庭・学校・地域 の連携 による 次代を 担う子 どもの 育成	心を育 てる～ 人権を 尊重し、 豊かな 人間性 と社会 性の育 成～	○人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会を持つことなどにより、自己肯定感を高めつつ、好奇心や自らの欲求をコントロールできる自己抑制力を育み、自らの夢や希望に向かって、粘り強く行動できる子どもを育成します。さらに、障がい者や国際理解に関する見識を深め、人権尊重の精神を涵養し、子どもの豊かな人間性と社会性を育むため、中学校区での連携を一層強化し、指導方法などの研究・実践の取組を進めます。加えて、多文化共生・国際理解への取組として、外国の歴史・文化や生活習慣、他国の環境等への理解を深めるため、総合的な学習の時間等を活用し、引き続き教育実践に取り組みます。	学校教育課	環境対策課	【学校教育課】 ①お互いを認め合う活動等を通じて、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を高め合える学習集団づくり ②キャリア・パスポートを活用し、児童生徒が振り返りや自己評価を通じて、自己の将来等に関して主体的に考える取組み ③児童会・生徒会等の自治的活動の推進と中学校区における児童会・生徒会の協働した取組み ④地域や大学、就学前施設等との協働による交流活動や体験活動の実施及び中学校等の職業体験の複数日実施、地元企業等の出前授業の活用 ⑤児童生徒一人ひとりが、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識、意欲、態度を身につけるための指導計画等に基づいた、さまざまな人権教育に関する指導 ⑥学校全体の人権感覚を高めるための校内研修の実施と日々の教育活動全体における指導方法の工夫 ⑦道徳教育推進教師を中心とした全体計画・年間指導計画に基づく取組みの推進  【環境対策課】 市立小学校等において総合学習授業の時間をお借りし、身近な生活環境から地球規模に展開しうる、環境問題等の学習を提案し開催いたします。	【学校教育課】 ①令和3年度5月実施全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙において「自分には、よいところがあると思いますか」の肯定的割合:小学校等72.8% 中学校等63.2% 「自分でやると決めたことは、やり遂げるようにしていますか」の肯定的割合:小学校等78.5% 中学校等79.6% ②全校にてキャリアパスポートの活用を確認。 ③例年は年2回の生徒会交流会を実施していたが、コロナ禍のため開催なし。中学校区における連携については、一部の中学校区で地域の清掃活動を実施。 ④コロナ禍のため、職場体験を実施することはできなかったが、職業講話や職場訪問を実施。 ⑤⑥市教育委員会主催の研修を年6回開催するとともに、市人権室と共催して人権教育講座を4回開催。加えて、各中学校区等での人権教育研修開催を支援。 ⑦コロナ禍のため実施なし。  【環境対策課】 実施なし。	【学校教育課】 ①各校の学力向上推進プランに基づく取組みを支援。 ②キャリアパスポート活用についての指導助言及び各校の取組み共有。 ③小中一貫教育推進計画に位置づけ、取組みを推進。 ④職場体験が複数日実施できるよう支援。 ⑤⑥継続して実施。 ⑦年間を通じて四天王寺大学の杉中氏を講師に招聘し、研修会を開催。  【環境対策課】 ○環境問題に関する教材等の提供 ○大阪府内の生物多様性保全に関する情報等の提供

第2次守口市教育大綱に関連する事業の取組状況一覧

取組No.	施策の方向性	基本方針	基本方針の説明	主担当課	関係課	【事業の内容】※R4.4時点	【令和3年度の取組実績】※R4.4時点	【令和4年度の取組予定】※R4.4時点
⑨ 1-4	家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成	魅力ある学校づくりを推進する～教育環境の整備～	○新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の流行への対応についても万全を期す必要があることなども含め、ICT機器を更に活用し、児童・生徒の効果的な学習を実現するため、1人1台端末を整備するとともに、高速大容量回線の接続を可能とする校内ネットワークの整備を実施し、それらの資源を最大限に活用するため、大学などとの連携も視野に、学校教育を推進することとします。	教育センター		「主体的・対話的で深い学び」を通して、児童生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けられるよう、授業改善を推進する。学習用タブレット端末等のICT機器を効果的に活用し、これまでの教育実践とのベストミックスを図りつつ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実した学習を展開する。そのために、ICT教育環境を整備する。 ①ICT機器のメンテナンスや更新 ②すべての教室に電子黒板・書画カメラ・無線アクセスポイント整備 ③指導者用タブレット端末整備 ④ICT機器を十分に活用できる校内及び校外のネットワーク整備 ⑤連携協定を結ぶ大学などと連携をした研修や授業の実施	①ICT機器の日常的メンテナンスの実施。 ②全ての教室に電子黒板・書画カメラおよび無線アクセスポイントを整備、オンライン授業実施に向けたウェブカメラ等の配備。 ③指導者用タブレット端末導入に向けた適切な機器や整備対象の検討。 ④ネットワーク回線がない家庭に対するモバイルルーター・SIMカードの貸与。 ⑤コロナ禍のため実施なし。	①ICT機器の日常的なメンテナンスを行う。ICT機器について適切な機種等を検討し、更新を行う。 ②オンライン学習の常態化を受け、無線アクセスポイントを追加で整備する。 ③指導者用タブレット端末を、授業を受け持つ教員を対象に整備する。 ④校内ネットワークの使用状況を把握し、適正な回線容量について研究を行う。 ⑤研修や授業改善の推進を図るため、大学との連携について検討する。
⑩ 1-4	家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成	魅力ある学校づくりを推進する～教育環境の整備～	○守口市学校規模等適正化方針に基づく取組により小規模校が解消されたことから、今後は学校の老朽化に係る対応に主眼を置き、学校トイレなどの改修に続き、計画的な整備・改修を推進します。加えて、学校は学びの場であるとともに、地域の拠点でもあることから、地域に根ざした学校として、地域活動や災害時における避難所としての役割をさらに充実させられるよう、環境整備を推進します。	教育総務課	危機管理室	・学校の老朽化に係る対応に主眼を置き、子どもたちが安全に安心して学校生活を送れるよう、定期的な学校施設の巡回や学校からの報告等によって設備等の不具合が判明した際には、速やかに対応する。  ・令和4年度には、令和4年3月の守口市新しい学校・園づくり審議会の答申に基づき「守口市学校規模等適正化基本方針」を改訂することとしているため、方針改訂版に示す適正化の取組みを具体化するとともに、他の学校についても屋内運動場の空調設置に向けた調査を実施する。また、教育環境の質的向上も含めた長寿命化改修等の実施に向けて、学校施設整備の在り方を検討していく。	・教育環境向上のため、市内全中学校及び義務教育学校、小学校5校(守口小・錦小・よつば小・寺方南小・さくら小)にウォータークーラーを設置しているが、新たに八雲東小学校にウォータークーラーを設置し、中学校5校(第一中・庭窪中・梶中・大久保中・錦中)に設置しているウォータークーラーについては機器の老朽化に伴い、更新工事を実施した。 また、定期的な学校施設の巡回や学校からの報告を受け判明した学校施設の不具合については、設備の修繕等を実施するなど速やかに対応した。  ・令和3年度には、新たな学校の在り方と適正規模について「守口市新しい学校・園づくり審議会」に諮問し、令和4年3月に答申を得た。	・現在、ウォータークーラー未設置の小学校7校(庭窪小・八雲小・金田小・梶小・藤田小・佐太小・下島小)について、今年度に設置完了する。 また審議会の答申内容を踏まえ、守口小学校の施設整備に向けた用地測量業務を実施するとともに、市内小・中学校及び義務教育学校の屋内運動場への空調設置に向けた空調設置可能性調査を実施し、計画的に学校施設整備を進め、教育環境の向上を図っていく。  ・令和4年度には、令和4年3月の守口市新しい学校・園づくり審議会の答申に基づき「守口市学校規模等適正化基本方針」を改訂することとしているため、方針改訂版に示す適正化の取組みを具体化するとともに、他の学校についても屋内運動場の空調設置に向けた調査を実施する。また、教育環境の質的向上も含めた長寿命化改修等の実施に向けて、学校施設整備の在り方を検討していく。

第2次守口市教育大綱に関連する事業の取組状況一覧

取組No.	施策の方向性	基本方針	基本方針の説明	主担当課	関係課	【事業の内容】※R4.4時点	【令和3年度の取組実績】※R4.4時点	【令和4年度の取組予定】※R4.4時点
⑪ 1-5	家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成	地域の力と教職員の自己研鑽で学校力を高める～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～	○学校園において、 <u>学校運営協議会での意見や保護者等からの評価を学校経営に反映することで多様な視点を取り入れます。また、今日的課題に対応した教育の研究・実践をすすめるために教職員の更なる資質の向上に努め、それを児童・生徒の指導に生かすことで、地域とともに学校力を高めます。</u>	学校教育課		<p>中学校区教育の視点をもって、教育目標や経営方針及び学力向上等の個別課題に対し実情を踏まえた目標設定を行い、明確なビジョンと具体的方策を「学校教育計画」に明記するとともに、それらを学校運営協議会やホームページ等を通じて家庭・地域と共有し、教育目標の達成に向け、「地域とともにある学校づくり」を展開していく。また、成果と課題、課題解決の方策を明らかにし、R-PCDAサイクルにより学校経営の改善に取り組む。</p> <p>・今後の社会の変化に対応できるよう管理職と連携しながら組織的・継続的な研修を実施しつつ、「大阪府教員研修計画」、「大阪府小・中学校事務職員研修計画」を踏まえ、学び続ける教職員の育成を図る。</p> <p>①学校運営協議会による学校関係者評価を踏まえた取組みの改善・充実 ②児童生徒の内面を理解し、個に応じた対応を心がける児童理解と人権感覚を高めるため、計画的な教職員研修の実施 ③授業力（ICT活用指導力を含む）の一層の向上のための課題に応じた校内研修の実施 ④専門的な知識・経験を有した外部講師や指導教諭やオンライン等の活用による多様な研究・研修の推進 ⑤自己点検と客観的評価による教職員の資質向上のための評価・育成システムの活用</p>	<p>①年度末に全校で実施。 ②③④教職研究カレッジを開催。 ⑤全教職員で実施。</p>	<p>①継続して実施。 ②③④教職員研究カレッジを開催。 ⑤全教職員に継続して実施。</p>
⑫ 1-6	家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成	安心して子育てができる環境を整備する～若い世代や子育て家庭の定住促進のためにも～	○義務教育の就学前後の連続性に考慮した切れ目のない支援をはじめ、 <u>教育・保育内容の充実について教育・保育人材の資質向上を含め、引き続き取り組めます。また、育児や児童の食事・衣服の清潔の世話、生活環境を整えることが困難な家庭に対して相談・支援などを行うことにより、必要に応じた子育てと保護者支援を行います。</u>	子育て世代包括支援センター	学校教育課 こども施設課	<p>養育支援訪問事業には、相談型と育児家事援助型があり、令和2年10月より育児家事援助型の養育支援訪問事業を開始した。</p> <p>育児家事援助型は、個々の家庭の問題点や課題から、どのような支援が必要か検討し、ヘルパーを派遣し家事等の支援を行っている。小学生以上の児童には、一緒に実践しながら、児童自身に自分の物を整理整頓できるスキルを身につけさせている。</p> <p>相談型は、家庭児童相談の職員が月1～2回家庭訪問を実施し、子育ての相談に応じたり、必要な社会資源の紹介や支援へのつなぎ等を行っている。</p>	<p>令和3年度、養育支援訪問事業の育児家事援助型は、年間21家庭、424回を実施した。 相談型については、9家庭、14回実施した。</p>	<p>令和4年度、育児家事援助型の養育支援訪問事業は、年間25家庭450回を想定している。 相談型は必要時適宜実施を予定している。</p>

第2次守口市教育大綱に関連する事業の取組状況一覧

取組No.	施策の方向性	基本方針	基本方針の説明	主担当課	関係課	【事業の内容】※R4.4時点	【令和3年度の取組実績】※R4.4時点	【令和4年度の取組予定】※R4.4時点
⑬ 2-7	つながりとふれあいの推進	人・地域がつながる～子どもを育てる活動・ネットワーク化の促進～	○保護者や地域住民に、「協力者」から一歩前進し、「当事者」として学校運営に参画いただくために、学校運営協議会を全ての中学校区等に設置しました。今後、本協議会を活用し、家庭の教育力の低下や地域でのコミュニティ意識の希薄化などの社会的課題に対応し、子どもの教育のために力を出し合い、継続して子どもに関わるネットワーク化を促進・支援することで、学校教育や子どもたちを取り巻く教育環境の更なる充実に努めます。	学校教育課		学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもの9年間の学びと育ちを支える教育コミュニティづくり(教育や子育てに関する課題を学校・家庭・地域の団体等が共有し、課題解決に向けた協働の取組を通じて、新たな人のつながりをつくり出すもの)を推進する。  ①学校運営協議会の活用による工夫ある教育課程の実施と学校支援活動の活性化 ②学校支援地域本部の設置と学校支援コーディネーターの配置	①各中学校区等で学校運営協議会の開催(年3～5回)、学校運営協議会委員を対象とした研修会の開催(年1回)。 ②全中学校区等に配置(34名)。	①各中学校区等で学校運営協議会の開催(年5回)するとともに、市教育委員会主催の学校運営協議会委員を対象とした研修会を開催する。 ②継続して設置及び配置。
⑭ 2-8	つながりとふれあいの推進	生涯学べる社会をつくる～文化・スポーツを通じた、生きがいのある地域社会の実現～	3つのエリアコミュニティセンターと5つの地区コミュニティセンターにおいて、 <u>社会教育の場や市民協働の推進、集会、防災支援など、市民の皆さんの更なる学びとつながりを引き続き支援します。</u>	コミュニティ推進課		・東部・中部・南部の3エリア連絡会(意見交換会)等を開催し、地域ニーズを把握し、市内8か所のコミュニティセンターで事業・イベントを開催する。	・市内8か所のコミュニティセンターにおいて、市民協働、社会教育、地域福祉、防災等様々な事業を実施する。地域の達人に学ぶ、コミュニティカフェ、健康講座、守口災害講座等	・市内8か所のコミュニティセンターにおいて、市民協働、社会教育、地域福祉、防災等様々な事業を実施する。
⑮ 2-8	つながりとふれあいの推進	生涯学べる社会をつくる～文化・スポーツを通じた、生きがいのある地域社会の実現～	令和2年6月にオープンした守口市立図書館は、生涯学習情報センターで実施されていた図書サービスを更に拡充するとともに、市民の皆さんの活動を支援するコミュニティ機能を備えることによって、主体的に集い、学び、交流できる利活用しやすい施設として運営します。さらに、 <u>守口市立図書館司書と司書教諭や学校図書館司書等の合同研修会を実施するなど、学校図書館との更なる連携に努めるとともに、おはなしボランティアの派遣など学校での読書活動の支援や、参考資料やレファレンスサービスの充実などにより、調べ学習や自主学習への支援に取り組めます。</u>	生涯学習・スポーツ振興課		・蔵書数の拡充と資料の充実。 ・市内認定こども園、小・中学校をはじめとした団体等への団体貸出しを行うなど、関係機関と連携していく。 ・図書サービスを充実させるとともに、市民の多様な学習ニーズに応じ、講座やイベント等を開催するなどの学習機会の提供。 ・市立図書館司書と司書教諭や学校図書館司書等との合同研修会の実施。 ・おはなしボランティアを学校図書館、市内認定こども園及び市内児童クラブに派遣。 ・電子図書館の導入。 ・各種イベント等の申込みをオンライン申請で実施。	・「守口市立図書館運営方針」で定めた蔵書数拡充計画の目標令和3年度185,000冊に対して、実績195,876冊。 ・市内認定こども園、小・中学校をはじめとした団体等への団体貸出し(3,913冊)を行うなど、関係機関との連携。 ・図書サービスを充実させるとともに、市民の多様な学習ニーズに応じ、講座やイベント等を開催するなどの学習機会の提供。 ・市内小学校の見学受入。	・「守口市立図書館運営方針」で定めた、年度ごとの蔵書数拡充計画に基づき、蔵書数の拡充と資料の充実を図る。 ・市内認定こども園、小・中学校をはじめとした団体等への団体貸出しを行うなど、関係機関との連携。 ・図書サービスを充実させるとともに、市民の多様な学習ニーズに応じ、講座やイベント等を開催するなどの学習機会の提供。 ・市立図書館司書と司書教諭や学校図書館司書等との合同研修会の実施。 ・おはなしボランティアを学校図書館、市内認定こども園(3園各3回)及び市内児童クラブに派遣。 ・おはなしボランティア養成講座の実施。(5月、6月で全3回予定) ・電子図書館は令和4年7月1日から実施。 ・各種イベント等のオンライン申請申込みを令和4年度中に実施。

第2次守口市教育大綱に関連する事業の取組状況一覧

取組No.	施策の方向性	基本方針	基本方針の説明	主担当課	関係課	【事業の内容】※R4.4時点	【令和3年度の取組実績】※R4.4時点	【令和4年度の取組予定】※R4.4時点
⑩ 2-8	つながりとふれあいの推進	生涯学べる社会をつくる ～文化・スポーツを通じた、生きがいのある地域社会の実現～	○市立図書館内の文化財展示スペースにおいて、古文書や郷土資料の保管・展示を行い、市民の皆さんが広く本市の文化や歴史を学ぶことができる場として、積極的に市の魅力発信に取り組みます。加えて、文化財の魅力発信を目的とする本市社会教育関係団体の活動と連携し、講座等を開催することにより市民の皆さんが文化財を理解する機会の創出にも引き続き取り組みます。	生涯学習・スポーツ振興課		<ul style="list-style-type: none"> <li>市立図書館内の郷土資料展示室で古文書や郷土資料の保管・展示の実施。(通年)</li> <li>郷土資料等を活用したイベントの実施。</li> <li>市文化財研究会との共催で市民文化財講座の実施。</li> <li>ぶらり歩きマップの発行。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立図書館内の郷土資料展示室で古文書や郷土資料の保管・展示の実施。(通年)</li> <li>文化財ガイドマップの更新や「図説もりぐちの文化財」などの設置。</li> <li>市文化財研究会との共催事業として、子ども考古学教室(12月)で勾玉作り体験を実施。(14組35名の親子が参加)</li> <li>文化財展、文化財講座(10月)は実施を予定していたが新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立図書館内の郷土資料展示室で古文書や郷土資料の保管・展示の実施。(通年)</li> <li>郷土資料等を活用したイベントの実施。</li> <li>市文化財研究会との共催で文化財展、市民文化財講座(10月予定)、子ども考古学教室(7月予定)の実施。</li> <li>ぶらりあるきマップの発行。(上半期中予定)</li> </ul>
⑪ 2-8	つながりとふれあいの推進	生涯学べる社会をつくる ～文化・スポーツを通じた、生きがいのある地域社会の実現～	○地域の財産である学校施設を、子どもたちの文化・スポーツ活動の場、地域住民の諸活動の場として、教育活動に支障のない範囲において積極的に開放し、それらの活動を担っていくボランティアや指導者を養成・支援します。	教育総務課	学校教育課 生涯学習・スポーツ振興課	学校施設を子どもたちの文化・スポーツ活動の場、地域住民の諸活動の場として、教育活動に支障のない範囲において開放している。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校施設利用者等には感染防止対策を徹底するよう周知し、子どもたちの文化・スポーツ活動の場、地域住民の諸活動の場として、教育活動に支障のない範囲において開放した。	引き続き教育活動に支障がない範囲において積極的に開放するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校施設利用者等には感染防止対策を徹底するよう周知していく。
⑫ 2-8	つながりとふれあいの推進	生涯学べる社会をつくる ～文化・スポーツを通じた、生きがいのある地域社会の実現～	○本市における都市農業に対する子どもたちの理解を促進するため学校給食への食材の支援や児童の農業体験事業の支援、農の営みを通じた郷土を愛する教育や啓発に取り組みます。	地域振興課	保健給食課	市内農家や農業関連団体の開催する野菜朝市や地場産野菜の学校給食活用事業などの支援	地場産野菜の学校給食活用事業として、市内小学校へ6月に玉葱とじゃがいも、そして12月には大根を市内農家や関連団体から提供。	<ul style="list-style-type: none"> <li>引続き、安全・安心が確保された地場産野菜の学校給食活用事業の支援。</li> <li>市内農家や関連団体の協力のもと、市内農地を活用した市民向け農業体験への取り組み</li> </ul>